

## 第2版はしがき

初版発行後、日本でも欧州・米国でも特許制度に大きな変化があった。まず、日本では特許法の改正が数回にわたってなされた。主なものをあげても、平成26年改正では付与後異議の制度が再度導入され、平成27年改正では職務発明制度に大きな変更がなされた。

裁判所の判例においても日本の最高裁はプロダクトバイプロセスクレームについて従来の実務を大きく変える判断を示し、特許権の存続期間延長登録についても従来の特許庁の実務を変える判断を示した。米国の最高裁と同様に、日本の最高裁も、知財事件に目を向けているように見える。知財高裁の大合議判決も、損害の推定規定(102条2項)について新しい解釈を示し、世界的に話題となったFRAND宣言のなされた技術標準特許に基づく差止請求や損害賠償について日本の裁判所として判断を示した。

米国では、米国最高裁の判決が相次いだ。明確性要件については従来の緩やかな基準が見直され、特許適格性に関しては、天然物関連発明やコンピューター関連発明について、従来の特許商標庁の実務を変える判断が示された。複数者による実施の場合の特許権侵害に関して、米国最高裁は、誘引侵害で解決を図ろうとしたCAFC判決を否定した。また、誘引侵害に対しては、特許無効との善意の信念は抗弁とならないとの判断を示した。

特許無効の関係では、特許商標庁におけるインターパルレビュー(IPR)の利用が飛躍的に増加し、侵害訴訟に対する侵害被疑者側の主要な防御手段となりつつある。

また、欧州でも欧州裁判所は技術標準特許に関する事件でFRANDについての交渉の基準を示した。また、統一特許裁判所(UPC)の準備が着々と進んでおり、遠い夢のように語られていたUPCが実際に設立される状況となった。

日米欧は、制度においても、また判例においても相互に影響を及ぼしながら大きく動きつつある。このような状況下で、日米欧の最新の判例を比較検討する意義は更に増したと思われる。

本書がそのために少しでもお役にたてれば、著者らの多とするところである。

著者代表

弁護士・弁理士 片山英二